

第 16 回 釧路市農業委員会総会議事録

- | | |
|----------|--|
| 1. 日 時 | 令和7年8月29日 13:30～14:30 |
| 2. 場 所 | 釧路市役所本庁舎 議会議場 |
| 3. 出席委員 | 2番 清水 幸治 委員 3番 菅原 雄一 委員 4番 熊坂 隆雄 委員
5番 志賀 忠浩 委員 6番 大畑 礼子 委員 8番 中川 浩幸 委員
9番 佐藤 泰正 委員 10番 稲場 洋二 委員 12番 佐藤 裕司 委員
13番 瀬戸 賢成 委員 14番 二谷 幸裕 委員 15番 浅野 徳昭 委員
16番 伊藤 まり 委員 18番 福西 範 委員 19番 成田 俊英 委員
20番 松下 裕幸 委員 21番 吉澤しのぶ 委員
<div style="text-align: right;">(以上 17名)</div> |
| 4. 欠席者 | 1番 廣瀬女公美 委員 7番 樋口 英樹 委員 11番 金子 靖 委員
17番 野村 照明 委員 |
| 5. 参 与 者 | 農業委員会事務局
事務局長 塩田 省吾 事務局長補佐 高山 直樹 次長 中嶋 智子
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗
<div style="text-align: right;">(以上 6名)</div> |
| | 会議録署名委員の指名 12番 佐藤 裕司 委員
13番 瀬戸 賢成 委員 |
| 6. 議事日程 | 会期決定について 令和 7年 8月29日（1日）

報告 第29号 現況証明願について（市街化区域）
議案 第74号 現況証明願について
議案 第75号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案 第76号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請について
議案 第77号 河川法第34条許可申請に係る進達について |

議長
成田職務代理

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
ただいまより、第16回釧路市農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席者は17名です。
議事録署名人に12番、佐藤裕司委員、13番、瀬戸賢成委員を指名しますので、
よろしくお願いいたします。
なお、会期は本日8月29日の1日といたします。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
成田職務代理

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことは
ありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
成田職務代理

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件
が1件ございます。

報告第29号「現況証明願」について事務局より報告してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます報告第29号について、ご報告いたし
ます。

釧路地区の市街化区域内の現況証明願が3件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が牧場である、[]の1筆、面積[]㎡の土地について、
所有者の[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願
があり、7月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草
放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、同日、会長専決により証明書
を発行いたしました。

次に、表の2番は資料が5ページと8、9ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積[]㎡の土地につ
いて、所有者の[]氏の代理人である[]氏より現況
証明願があり、7月29日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農
地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、同日、会長専決により証明
書を発行いたしました。

次に、表の3番は資料が5ページと10、11ページにございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積[]㎡の土地につ

議長
成田職務代理

いて、所有者の[]氏の代理人である、[]氏より現況証明願があり、8月13日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、8月14日、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上、ご報告いたします。

委員
委員一同

ただいま報告がありました報告第29号について、質問等を求めます。

なし

議長
成田職務代理

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。
議案第74号「現況証明願」について、事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の12ページにございます、議案第74号についてご説明いたします。

今回は、阿寒地区で2件の申請がございました。

議案書13ページの表の1番は、資料が14ページから17ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、他5筆、面積合計[]
㎡の土地について、所有者の[]氏より現況証明願がございました。

8月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の原野であると確認いたしました。

次に表の2番は、資料が18ページと19ページにございます。

公簿地目が原野である、[]、他1筆、面積合計[]
㎡の土地について、所有者の[]氏より現況証明願がございました。

8月14日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認いたしました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
成田職務代理

ただいま説明がありましたが、現地調査結果について、調査委員長の熊坂委員より報告をお願いします。

委員
熊坂委員

議案第74号「現況証明願」について、ご報告いたします。

1番は、[]氏が所有する、公簿地目が畑、[]、
他5筆、合計[]㎡の土地についてであります。

8月14日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は農地採草放牧地以外で、利用状況は原野であることを確認いたしました。

2番は、[]氏が所有する、公簿地目が原野、[]、
他1筆、合計[]㎡の土地についてであります。

8月14日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認いたしました。

議長
成田職務代理

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員
委員一同

熊坂委員、ありがとうございました。

それでは、議案第74号「現況証明願」について審議いたします。

質問、意見を求めます。

なし

議長
成田職務代理

質問がないようですので、採決いたします。

議案第74号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
成田職務代理

全会一致で賛成と認め、議案第74号「現況証明願」については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第75号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議いたします。

事務局より説明してください。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の20ページにございます、議案第75号についてご説明いたします。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で3件の通知がございました。

議案書21ページの表の1番は、資料が23ページと24ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、8月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の2番は、資料が25ページと26ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他7筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、8月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に表の3番は、資料が25ページと27ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の内、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、8月1日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に表の4番は、資料が25ページと28ページにございます。

農地中間管理機構である一般社団法人北海道農業公社を介して賃貸借契約が行われていた、■■■■氏が所有する、■■■■、他2筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主である■■■■氏との間で、8月12日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 成田職務代理	ただいま説明がありました、議案第75号について審議いたしますが、2番から4番は松下委員と同居する親族に関する案件でありますので、議事参与の制限に当たります。 従いまして、初めに1番を審議した後、2番から4番を審議いたします。 それでは、1番について質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第75号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長 成田職務代理	全会一致と認め、議案第75号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定いたしました。 次に、2番から4番を審議いたしますので、松下委員は退室してください。 (松下委員退室)
議長 成田職務代理	それでは、2番から4番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第75号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長 成田職務代理	賛成多数で賛成と認め、議案第75号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番から4番については、原案のとおり決定いたしました。 退室されている松下委員は入室してください。 (松下委員入室)
議長 成田職務代理	次に、議案第76号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定と要請」について審議いたします。

塩田事務局長

それでは、議案書の２９ページにございます、議案第７６号についてご説明いたします。

お手元に配付しております、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項調査書も併せてご確認ください。

議案書 30 ページの表の 1 番と 2 番は、資料が 35 ページと 41 ページにございます。

農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社、(以降農業公社とする)を
 介し、 氏が所有する 、他1筆、面積合計 ㎡
 の農用地について、 氏に年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

農業公社を介し、 氏が賃貸借の権利を有していた、
 、他10筆、面積合計 ㎡の農用地について、 氏にその権利を移転
 するものです。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他15筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に []円で売買による所有権移転を行うものです。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他3筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に []円で売買による所有権移転を行うものです。

農業公社を介し、[]氏が所有する[]、他3筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、10年間で賃貸借を行うものです。

次に表の 10 番と 11 番は、資料が 39 ページと 47 から 51 ページにございます。

農業公社を介し、[]氏が所有する、[]、他5筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]氏に年間 []円、5年間で賃貸借を行うものです。

次に表の 1 2 番と 1 3 番は、資料が 4 0 ページと 5 2 から 5 4 ページにございます。

農業公社を介し、 氏、他2名が所有する、 の内、他
4筆、面積合計 m²の農用地について、 氏に年間 円、5
年間で賃貸借を行うものです。

議長

成田職務代理

ただいま説明がありましたが、1番から3番の現地調査結果について、調査委員長の福西委員より報告をお願いします。

委員
福西委員

議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の1番から3番について、報告いたします。

1番と2番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 、他1筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、年間 円、5年間で賃貸借を行うものです。

3番の申請内容は、現在、農業公社から権利の設定を受け、 氏が使用している、 、他10筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、その権利を移転するものです。

8月13日、釧路地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
成田職務代理

福西委員、ありがとうございました。

次に4番から7番の現地調査結果について、調査委員長の熊坂委員より報告をお願いします。

委員
熊坂委員

議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の4番から7番について、報告いたします。

4番と5番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 、他15筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、 円で、売買による所有権移転を行うものです。

次に、6番と7番の申請内容は、農業公社を介して、 氏が所有する、 、他3筆、合計 ㎡の農用地について、 氏に、 円で、売買による所有権移転を行うものです。

8月14日、阿寒地区農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を行った結果、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、権利の設定を受ける者は、農用地利用集積等促進計画の認定基準をすべて満たしていることから、要請すべきものとの結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長
成田職務代理

熊坂委員、ありがとうございました。

それでは、議案第76号について審議いたしますが、3番は浅野委員に関する案件、4番から7番は松下委員と同居する親族の案件、10番と11番は大畑委員と同居する親族の案件であり、それぞれ議事参与の制限に当たります。

従いまして、初めに議事参与の制限のない案件から審議し、順次進めていきます。

それでは、1番2番、8番9番、12番13番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の1番2番、8番9番、12番13番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
事務局 塩田事務局長	全会一致と認め、議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の1番2番、8番9番、12番13番について、原案のとおり決定いたしました。 次に3番を審議しますので、浅野委員は退室してください。 (浅野委員退室)
議長 成田職務代理	それでは、3番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の3番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長 成田職務代理	賛成多数で賛成と認め、議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の3番については、原案のとおり決定いたしました。 浅野委員は入室してください。 (浅野委員入室)
議長 成田職務代理	次に4番から7番を審議しますので、採決いたします。 松下委員は退室してください。 (松下委員退室)
議長 成田職務代理	それでは、4番から7番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし

議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の4番から7番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。 (挙手)
議長 成田職務代理	全会一致で賛成と認め、議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の4番から7番については、原案のとおり決定いたしました。 松下委員は入室してください。 (松下委員入室)
議長 成田職務代理	次に10番と11番を審議しますので、大畑委員は退室してください。 (大畑委員退室)
議長 成田職務代理	それでは、10番と11番を審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 成田職務代理	質問がないようですので、採決いたします。 議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の10番と11番について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (挙手)
議長 成田職務代理	賛成多数で賛成と認め、議案第76号「農用地利用集積等促進計画(案)の決定と要請」の10番と11番については、原案のとおり決定いたしました。 大畑委員は入室してください。 (大畑委員入室)
議長 成田職務代理	次に、議案第77号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議いたします。 事務局より説明してください。
事務局 塩田事務局長	それでは、議案書55ページにございます、議案第77号について、ご説明いたします。

議長
成田職務代理

委員
委員一同

議長
成田職務代理

議長
成田職務代理

今回は、釧路地区で1件の許可申請がございました。

議案書56ページの表の1番は、資料が57ページと58ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、XXXXXXXXXX、面積
XXXXXX㎡について、XXXXXX氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、
XXXXXX氏に譲渡するため申請があったものです。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第77号について審議いたします。
質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決いたします。

議案第77号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第77号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定いたしました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、申請であることを認めます。

令和 7年 8月29日

議長

成田 俊英

署名委員

佐藤 裕司

署名委員

瀬戸 廣成